

認定証

型式適合認定書

BCJ基型-JS04508  
平成29年 6月 2日

国住指第 4858 号  
平成 27 年 7 月 8 日

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子 様

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 二俣 一登 様



国土交通大臣 太田 昭宏



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項 (同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号  
DW3N-0158
2. 認定をした構造方法等の名称  
流量調整型生物ろ過循環方式 NSE型/14~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

1. 認定番号  
型01Cad0a0164508
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類  
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容  
NSE-16型  
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件  
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

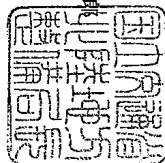
国北盛都住第 25 号

石川県白山市相木町 383 番地  
ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記のとおり認定の更新を認める。

令和3年10月1日

国土交通省北陸地方整備局長  
岡村 次輔



記

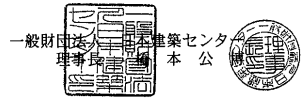
浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
ニッコー小規模浄化槽 NSE-14型	4-17-H-001	4-21K-H-002
ニッコー小規模浄化槽 NSE-16型	4-17-H-001-1	4-21K-H-002-1
ニッコー小規模浄化槽 NSE-18型	4-17-H-001-2	4-21K-H-002-2
ニッコー小規模浄化槽 NSE-21型	4-17-H-001-3	4-21K-H-002-3
ニッコー小規模浄化槽 NSE-25型	4-17-H-001-4	4-21K-H-002-4
ニッコー小規模浄化槽 NSE-30型	4-17-H-001-5	4-21K-H-002-5

認定証

国住指第 4858 号  
平成 27 年 7 月 8 日

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子 様

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 二俣 一登 様



国土交通大臣 太田 昭宏



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項 (同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号  
DW3N-0158
2. 認定をした構造方法等の名称  
流量調整型生物ろ過循環方式 NSE型/14~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

1. 認定番号  
型01Cad0a0184509
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類  
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容  
NSE-18型  
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件  
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

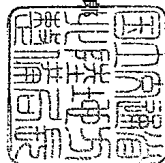
認定書

石川県白山市相木町 383 番地  
ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記のとおり認定の更新を認める。

令和3年10月1日

国土交通省北陸地方整備局長  
岡村 次輔



記

浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
ニッコー小規模浄化槽 NSE-14型	4-17-H-001	4-21K-H-002
ニッコー小規模浄化槽 NSE-16型	4-17-H-001-1	4-21K-H-002-1
ニッコー小規模浄化槽 NSE-18型	4-17-H-001-2	4-21K-H-002-2
ニッコー小規模浄化槽 NSE-21型	4-17-H-001-3	4-21K-H-002-3
ニッコー小規模浄化槽 NSE-25型	4-17-H-001-4	4-21K-H-002-4
ニッコー小規模浄化槽 NSE-30型	4-17-H-001-5	4-21K-H-002-5

認定証

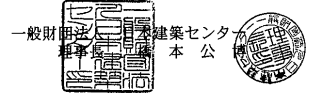
型式適合認定書

BCJ基型-JS04510  
平成29年 6月 2日

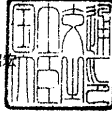
国住指第 4858 号  
平成 27 年 7 月 8 日

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子 様

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 二俣 一登 様



国土交通大臣 太田 昭宏



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の1に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項 (同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

記

- 1. 認定番号  
DW3N-0158
- 2. 認定をした構造方法等の名称  
流量調整型生物ろ過循環方式 NSE型/14~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能における構造方法
- 3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

- 1. 認定番号  
型01Cad0a0214510
- 2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類  
合併処理浄化槽
- 3. 認定した型式の内容  
NSE-21型  
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
- 4. 一連の規定に適合するための適用条件  
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

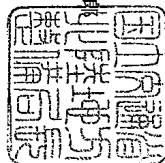
国北整都住第 25 号

石川県白山市相木町 383 番地  
ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記のとおり認定の更新を認める。

令和3年10月1日

国土交通省北陸地方整備局長  
岡村 次輔



記

浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
ニッコー小規模浄化槽 NSE-14型	4-17-H-001	4-21K-H-002
ニッコー小規模浄化槽 NSE-16型	4-17-H-001-1	4-21K-H-002-1
ニッコー小規模浄化槽 NSE-18型	4-17-H-001-2	4-21K-H-002-2
ニッコー小規模浄化槽 NSE-21型	4-17-H-001-3	4-21K-H-002-3
ニッコー小規模浄化槽 NSE-25型	4-17-H-001-4	4-21K-H-002-4
ニッコー小規模浄化槽 NSE-30型	4-17-H-001-5	4-21K-H-002-5

認定証

型式適合認定書

BCJ基型-JS04511  
平成29年 6月 2日

国住指第 4858 号  
平成 27 年 7 月 8 日

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子 様

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 二俣 一登 様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の1に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項 (同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

記

- 認定番号  
DW3N-0158
- 認定をした構造方法等の名称  
流量調整型生物ろ過循環方式 NSB型/14~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能における構造方法
- 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

- 認定番号  
型01Cad0a0254511
- 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類  
合併処理浄化槽
- 認定した型式の内容  
NSB-25型  
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
- 一連の規定に適合するための適用条件  
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

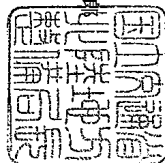
国北陸都住第 25 号

石川県白山市相木町 383 番地  
ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子

令和 3 年 1 0 月 1 日

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第 16 条の規定に基づき、下記のとおり認定の更新を認める。

国土交通省北陸地方整備局長  
岡村 次輔



記

浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
ニッコー小規模浄化槽 NSE-14 型	4-17-H-001	4-21K-H-002
ニッコー小規模浄化槽 NSE-16 型	4-17-H-001-1	4-21K-H-002-1
ニッコー小規模浄化槽 NSE-18 型	4-17-H-001-2	4-21K-H-002-2
ニッコー小規模浄化槽 NSE-21 型	4-17-H-001-3	4-21K-H-002-3
ニッコー小規模浄化槽 NSE-25 型	4-17-H-001-4	4-21K-H-002-4
ニッコー小規模浄化槽 NSE-30 型	4-17-H-001-5	4-21K-H-002-5

認定証

型式適合認定書

BCJ基型-JS04512  
平成29年 6月 2日

国住指第 4858 号  
平成 27 年 7 月 8 日

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子 様

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 二俣 一登 様



国土交通大臣 太田 昭宏



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号  
型01Cad0a0304512
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類  
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容  
NSE-30型  
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件  
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号  
DW3N-0158
2. 認定をした構造方法等の名称  
流量調整型生物ろ過循環方式 NSE型/14～50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

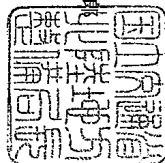
国北陸都住第 25 号

石川県白山市相木町 383 番地  
ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記のとおり認定の更新を認める。

令和3年10月1日

国土交通省北陸地方整備局長  
岡村 次輔



記

浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
ニッコー小規模浄化槽 NSE-14型	4-17-H-001	4-21K-H-002
ニッコー小規模浄化槽 NSE-16型	4-17-H-001-1	4-21K-H-002-1
ニッコー小規模浄化槽 NSE-18型	4-17-H-001-2	4-21K-H-002-2
ニッコー小規模浄化槽 NSE-21型	4-17-H-001-3	4-21K-H-002-3
ニッコー小規模浄化槽 NSE-25型	4-17-H-001-4	4-21K-H-002-4
ニッコー小規模浄化槽 NSE-30型	4-17-H-001-5	4-21K-H-002-5